

第 2 7 0 回鳥取県内水面漁場管理委員会

議 事 次 第

日時 平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日 (水) 午前 1 0 時から
場所 上井公民館第 4 会議室 (2 階)

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

(1) 千代川漁業協同組合内共第 1 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について (諮問事項)

(2) 漁業権切替えに係る免許方針について (協議事項)

5 そ の 他

6 閉 会

第 270 回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

(任期：平成 28 年 12 月 1 日～平成 32 年 11 月 30 日)

区分	氏名	所属等	備考	270 回委 員会 出欠
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 理事		
	たけうち てつろう 竹内 哲郎	日野川水系漁業協同組合 理事		
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 理事		
遊漁者代表 (2名)	あんどう しげとし 安藤 重敏	前湖南学園校長、元鳥取県立 博物館副館長、国土交通省環 境アドバイザー	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	にしもと ゆかり 西本 ゆかり	天神川漁業協同組合職員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興セ ンター日野振興局自然保護 監視員 (非常勤)		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	研究員	田中 靖
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	丹下 菜穂子

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	平野 誠師	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	石原 幸雄	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	高橋 健太	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権
遊漁規則の変更の認可について

1 今回の変更内容

・禁止区域及び禁止期間等

鳥取市用瀬町から河原町地内にかけての3,870メートルに設けていた友釣り専用区について、範囲が広く十分な管理ができないことから用瀬町内の1,700メートルに狭め、カワウの追払い及び種苗の集中放流を行うことにより魚影の濃い友釣り専用区を創出する。

※同内容で行使規則の変更許可申請認可済み（平成29年6月19日付けで認可）

2 実施時期

平成30年2月1日から施行する。

3 委員会に諮問をする根拠

・漁業法第129条第3項

遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

・漁業法第129条第4項

第1項又は第3項の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない。

4 認可に係る審査基準

・漁業法第129条第5項

要件	適否
遊漁を不当に制限するものでないこと。	○
遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	○

・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
議会の議決	出席者の議決権の過半数以上	出席者の内過半数以上の賛成	○

(参考) 総代の人数 80名 (内：賛成過半数以上)

・水産庁通知(技術的助言：平成24年9月7日付24水管第1419号)

5 遊漁規則の認可(抜粋)

(1)～(2) 略

(3) 遊漁規則の認可に関しては、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に基づく審査基準を作成し、その基準に従い審査を行う必要があります。基準の中には、(2)の申請書及び添付書類も盛り込んでください。審査に当たっては、法第129条第5項に基づき、以下の事項を具体的に審査し、認可の可否を決めてください。

「遊漁を不当に制限する」かどうかについて

「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外をいうものと解されます。したがって、

- ア 組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すことは不当ではありません。
- イ 水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止等からみて採捕者の数を制限する必要がある、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具漁法の使用を禁ずることは不当ではありません。
- ウ 組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具・漁法の制限をすることは不当です。また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当です。
- エ 従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁については、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障のない限り、当該漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限は不当です。

変更前の友釣り専用区と変更後の友釣り専用区



内水面漁業権について

1 漁業権の法的性質（漁業法第6条、10条、23条）

(1) 漁業権とは、知事の免許（権利の付与）により、一定の水面において、排他独占的に特定の漁業を営む権利。

(2) 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利

妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

2 内水面漁業権の特質

(1) 内水面では、第1種共同漁業権と第5種共同漁業権が漁業協同組合（漁協）に免許される。（漁業法第6条、14条）

第1種共同漁業権：藻類・貝類等の定着性の水産動植物を目的とする漁業権（漁協組合員が採捕）【鳥取県では湖沼のみ】

第5種共同漁業権：内水面において定着性の水産動植物以外を目的とする漁業権（漁協組合員・遊漁者が採捕）

(2) 第5種共同漁業権の免許を受けた漁協に漁業権魚種の増殖義務が課せられる。（漁業法第127条）

〔内水面における第5種共同漁業権は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。〕

(3) 第5種共同漁業権の免許を受けた漁協は遊漁規則を定め、遊漁者の採捕を規制することができる。

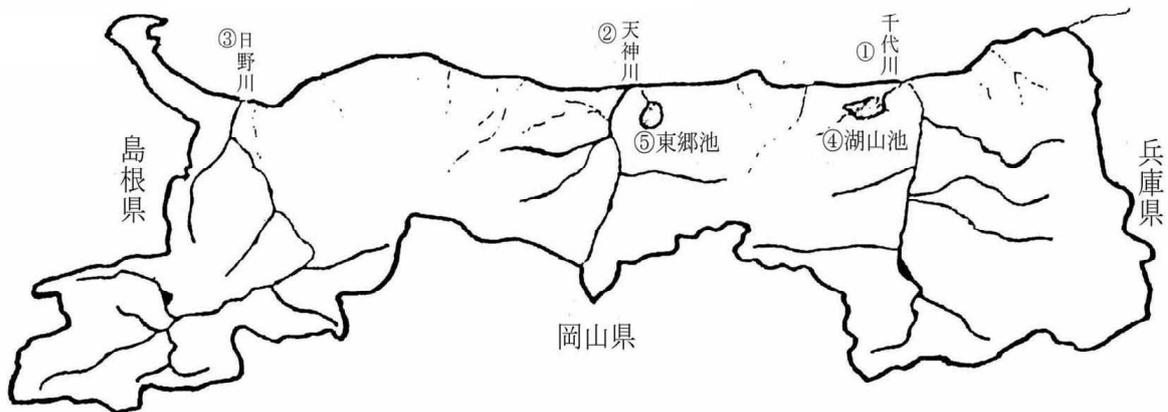
ただし、遊漁規則は知事の認可が必要であり、組合員の採捕を規制する漁業権行使規則に比べて不当に厳しいものとならないよう配慮されなければならない。（漁業法第129条）

【遊漁規則の認可要件】

〔・遊漁を不当に制限しないこと。
・遊漁料の額が、漁業権魚種の増殖及び漁場の管理に要する費用に比して妥当であること。〕

3 鳥取県における免許内容（平成25年9月1日から平成35年8月31日まで）（※湖山池は平成30年8月31日まで）

(1) 漁業権区域



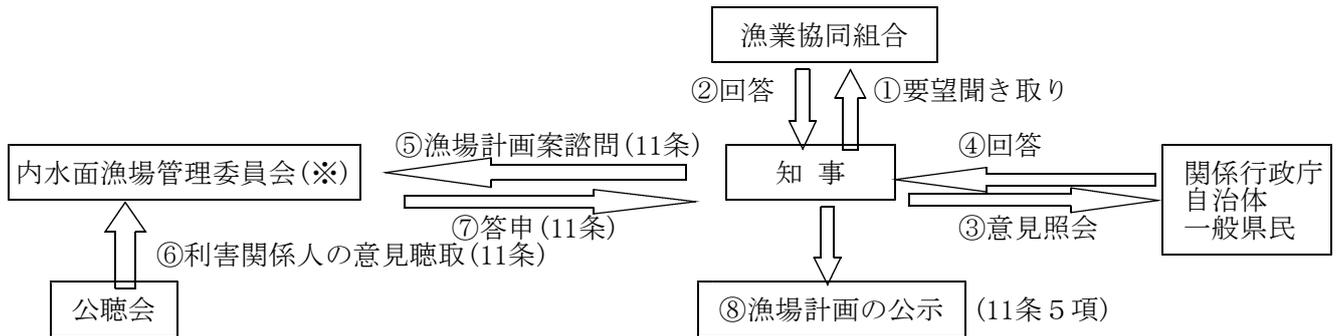
(2) 漁業権の内容

河川名等	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類（※）	漁業権者（漁協）
①千代川	内共第1号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ	千代川漁協
②天神川	内共第2号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ	天神川漁協
③日野川	内共第3号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ、ウナギ	日野川水系漁協
④湖山池	内共第4号	第1種共同	ジミ、蓮漁業	湖山池漁協
		第5種共同	コイ、フナ、ウナギ、ワカサギ、シラウオ、エビ	
⑤東郷湖	内共第5号	第1種共同	ジミ、コカイ	東郷湖漁協
		第5種共同	コイ、フナ、ウナギ、ワカサギ、シラウオ、エビ、ボラ、スズキ	

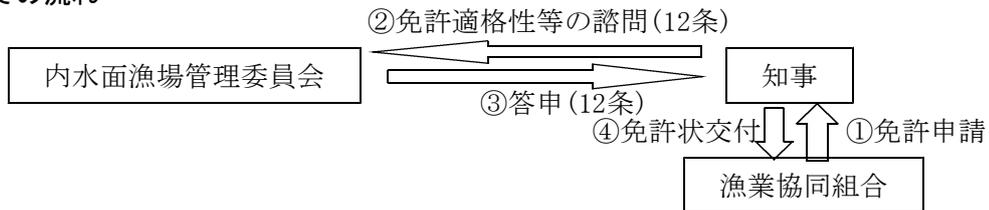
（※）ヤマメにはサクラマスを含む。アマゴにはサツキマスを含む。

4 漁業権免許手続きのしくみ

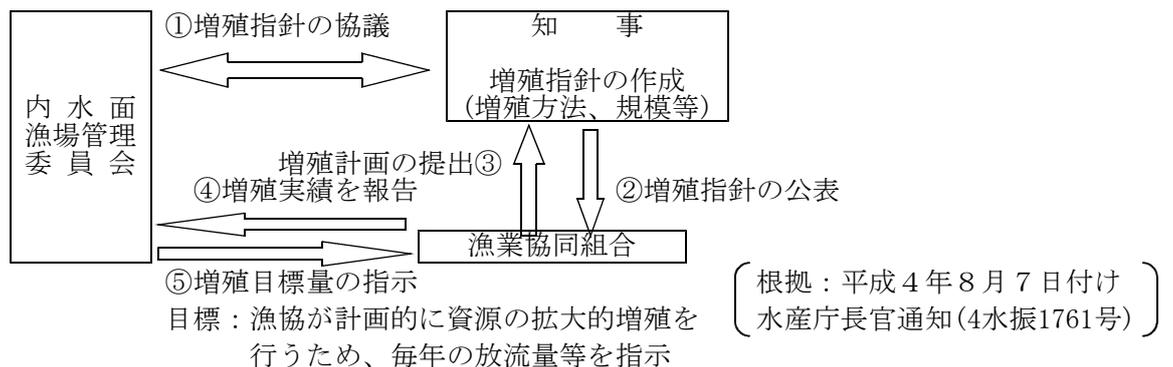
(1) 漁場計画樹立までの流れ



(2) 漁業権免許までの流れ



5 増殖指針と増殖目標



内水面漁協での漁業権ヒアリングにおける主な要望等

第1種共同漁業権行使状況

魚種	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
しじみ	漁業者数(人)	31	33	28	25
	延べ操業日数(日)	930	990	840	750
	生産量(kg)	20,205	33,670	9,600	12,905
	生産金額(千円)	22,928	38,166	10,143	11,932
蓮	漁業者数(人)	0	0	0	0
	延べ操業日数(日)	0	0	0	0
	生産量(kg)	0	0	0	0
	生産金額(千円)	0	0	0	0

第5種共同漁業権魚種に係る増殖状況

魚種	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	備考
ふな	場所	湖山池	湖山池	湖山池	湖山池	キンラン設置
	数量(尾)	50,000	50,000	50,000	50,000	
	経費(千円)	30	48	36	39	
うなぎ	場所	湖山池6箇所	湖山池6箇所	湖山池6箇所	湖山池6箇所	15-20cmの幼魚
	重量(kg)	30	30	30	30	
	経費(千円)	252	252	236	220	
わかさぎ	場所	湖山池長良川	湖山池長良川	湖山池長良川	湖山池長良川	発眼卵の放流
	数量(粒)	10,000,000	2,000,000	5,000,000	0	
	経費(千円)	292	96	223	0	
しらうお・えび	産卵場造成(m ²)	2,600	2,600	2,600	2,600	枝、板の設置
	経費(千円)	66	80	84	27	

漁業権者 (免許番号)	項目	現状の免許状況(H25.9.1~H30.8.31まで)		漁協ヒアリングにおける主な要望等		漁協要望の理由
		第一種共同	第五種共同	第一種共同	第五種共同	
湖山池 漁業協同組 合 (内共第4号)	漁業種類	しじみ漁業 蓮漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 しらうお漁業 えび漁業	蓮漁業は外し、しじ み漁業のみ要望	現状維持	蓮は漁業実態が ないため、外す。 うなぎ、しらうお、 えびは増殖して いる。わかさぎは 長野県の発眼卵 を放流している。
	漁場区域	鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から 同市六反田及び金沢の金六橋下流端 までの湖山川及び湖山池		鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から 同市六反田及び金沢の金六橋下流端 までの湖山川及び湖山池		